




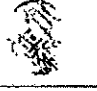

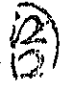







甲 乙 丙

文書番号		整理番号	
昭和 55年 3 月 28 日 起案		昭和 年 月 日 決裁	
昭和 55年 3 月 3 / 日 発送完結			
市長	助 役	種 別	類 別
	松林助役 飯泉助役 佐藤助役   		
		文書主任	浄書 照合 公印承認
			
主管局長 企画調整局長 	次長 企画部長  調整部長 あと	課長 企画課長  調査課長 	係長 主 務係長  
			起案者  TEL.
合議			
<p>三菱重工業横浜造船所横浜工場 の移転と、その跡地開発に関する協 定の締結について（伺）</p> <p>標記について、別添案により、三菱重工業（株） と、協定を締結してよろしいか伺います。</p>			



協 定 書 (案)

横 浜 市

三菱重工業株式会社

横浜市（以下甲という）と、三菱重工業株式会社（以下乙という）とは、横浜市西区緑町1番1号に所在する乙の横浜造船所横浜工場（以下横浜造船所という）の移転と、その跡地開発に関し、次のとおり協定を締結する。

（横浜造船所の移転）

第1条 乙は甲の都心臨海部総合整備事業に協力し、移転により乙が損失を蒙らないよう甲乙ともに配慮しつつ、横浜造船所を第3条に定める金沢地先埋立地、乙の本牧工場、その他の土地に移転するものとする。

（移転の時期）

第2条 前条の移転は昭和60年3月末日までに可及的速やかに行うものとする。

（移転用地の買受け）

第3条 乙は、横浜造船所の移転用地として、金沢地先埋立地の都市再開発用地のうち金沢区幸浦1丁目8番、330,000平方メートル（以下移転用地という）を甲から買受けるものとする。

2 甲と乙は、この協定にもとづき遅滞なく移転用地の売買契約を締結するものとする。

（移転跡地の開発）

第4条 甲は西区緑町及びその周辺が新しい都心核にふさわしい地区となるよう、都心臨海部総合整備事業を可及的速やかに推進するものとする。

2 横浜造船所の移転跡地（以下移転跡地という）は、甲の都心臨海部総合整備事業の趣旨に沿って開発されるものとし、

この事業に対して甲乙協力するものとする。

- 3 移転跡地において必要となる公共公益施設用地及び移転跡地の有効な開発に必要となる用地のための移転跡地地先海面埋立てについて甲の都市計画及び港湾整備計画並びに港湾管理上支障のない範囲において甲乙協議するものとする。

(移転時期の延期)

第5条 甲の都心臨海部総合整備事業がおくれた場合など止むを得ない事情が生じた場合は第2条の移転の時期を延期できるものとする。

(不可抗力による協定の解除等)

第6条 天災地変等不可抗力により、甲の都心臨海部総合整備事業が不能となつた場合若しくは横浜造船所の移転が不能となつた場合には、甲と乙は本協定の解除等について協議するものとする。

(協議)

第7条 この協定の履行に関して必要な事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し甲・乙記名押印のうち各自その1通を保有する。

昭和55年3月31日

甲 横浜市 中区 港町 1 丁目 1 番地
横 浜 市
横 浜 市 長 細 郷 道 一

乙 東京都 千代田区 丸の内 2 丁目 5 番 1 号
三 菱 重 工 業 株 式 会 社
取 締 役 社 長 金 森 政 雄

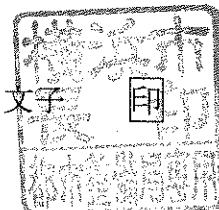
第2号様式 (第5条第1号)

開 示 決 定 通 知 書

都み21第31号
平成27年4月23日

田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子 印



平成27年4月14日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	(1) 三菱重工業横浜造船所横浜工場の移転とその跡地開発に関する協定の締結について (伺) (2) 三菱重工業株式会社横浜造船所横浜工場跡地開発に関する協定の締結について (伺)	
2 開示の日時及び場所	日 時	平成27年4月23日 午前・午後4時30分
	場 所	都市整備局 みなとみらい21推進課 (市庁舎6階)
3 開示の実施方法	閲覧	
4 担 当 課	都市整備局 みなとみらい21推進課	電話 045 (671) 3612
5 備 考		

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。